

平成27年度の後期高齢者医療制度の「保険証」のイメージ

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成28年 7月31日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発給年月日	平成20年 4月 1日
有効期限	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成27年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度の保険証が黄緑色からオレンジ色になります

問合せ
住民課戸籍保険グループ
☎76-2130

後期高齢者医療保険に加入している方が現在お使いの保険証は、8月1日以降は使えなくなりますので、更新が必要です。7月中にオレンジ色の新しい保険証が郵便で届きましたら、古い黄緑色の保険証は処分し、オレンジ色の保険証をお使いください。

新しいオレンジ色の保険証の有効期限は、平成28年7月31日です。保険証の有効期限は1年間で、毎年更新する必要があります。紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場住民課までお申し出ください。

平成27年度の後期高齢者医療制度の「減額認定証」のイメージ

後期高齢者医療減額認定証・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成27年 8月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発給年月日	平成27年 8月 1日
有効期限	平成28年 7月31日
適用区分	区分Ⅱ
発給年度	平成27年 8月 1日
保険者印	印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度の減額認定証が黄色からピンク色になります

問合せ
住民課戸籍保険グループ
☎76-2130

住民税非課税世帯の方が申請すると交付される減額認定証は、高額な医療費や入院した時の食事代を軽減するために必要なものです。

現在お使いの黄色の減額認定証は、8月1日以降は使えなくなりますので、更新が必要です。現在、減額認定証をお持ちで、8月1日以降も該当する方には、7月中に保険証とともに郵便でピンク色の新しい減額認定証が届きますので、お使いください。

現在お持ちでない方も、世帯全員が住民税非課税の場合、該当になりますので、役場住民課にお問い合わせください。

後期高齢者医療保険料 所得に応じた軽減の拡大

問合せ
住民課町税グループ
☎76-2130

◆所得に応じた軽減基準

○所得が次の金額以下の世帯

	改正前	改正後
5割軽減	33万円+24.5万円×当該世帯に属する被保険者数	33万円+26万円×当該世帯に属する被保険者数
2割軽減	33万円+45万円×当該世帯に属する被保険者数	33万円+47万円×当該世帯に属する被保険者数

所得に応じた後期高齢者医療保険料の軽減基準が平成27年度分から拡大されます。5割軽減と2割軽減の基準額が拡大することにより、軽減を受けやすくなります。なお、9割軽減と8・5割軽減の基準は変更ありません。

◆軽減を受けられる所得基準額

	世帯の被保険者数が1人の場合	世帯の被保険者が2人の場合	世帯の被保険者が3人の場合
5割軽減	59万円以下	85万円以下	111万円以下
2割軽減	80万円以下	127万円以下	174万円以下

※被保険者でない世帯主の所得も軽減判定の対象になります。

※昭和25年1月1日以前の生年月日の方は、公的年金の所得計算でさらに15万円を引いた額で判定します。

保険料額をお知らせします

7月15日(水)に平成27年度の保険料額の決定通知書を郵送しますので、ご確認ください。

保険料は、安心して医療を受けるための貴重な財源ですので、忘れずに納めましょう。

納付でお困りのことがありましたら、ご相談ください。

※年度途中に加入したときは、加入した月からの月割で保険料を計算します。

保険料の納め方を口座振替に変更できます

保険料を納付書で納めている方や、年金から天引きされている方は、口座振替に変更することができます。

口座振替を希望される方は、住民課町税グループにお申し出ください。お申し出の際に、保険証、預金通帳、通帳のお届け印が必要です。

※年金からの天引きから口座振替に切り替わる時期は、お申し出の時期によります。

問合せ 住民課町税グループ

☎76・2130